

津波災害警戒区域等指定基準（案）に対する意見

資料－４の１

ページ	修正前	修正後 (追加事項、意見等)	修正の趣旨 (「説明の不足」、「表現の適正化」等)	対応	意見提出課
11	ただし、津波災害警戒区域（イエローゾーン）の飛び地が生じる場合等には、直近の字界や道路等までを区域の範囲として指定することを可能とする。	津波災害警戒区域（イエローゾーン）の飛び地が生じる場合等には、直近の字界や道路等までを区域の範囲として指定することを可能とする。（図6）	<ul style="list-style-type: none"> 文章だけでは分かりづらいため、図での解説が必要ではないか 河川区域については、警戒区域の指定に関わらず津波発生時に非常に危険な区域となることから、防災計画等において十分な注意が必要となる。このため、指定図の作成に際しては、グレー等の着色を行うなど他の区域と区別する必要があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 図6について修正します。 津波災害警戒区域（イエローゾーン）等の指定図面作成の際には、河川区域の表示について他の区域との違いが明確になるよう配慮します。 	管理課
23		<p>【解説】に、基準水位を2.0mとした根拠を記載 ※記載例：死者率が100%となる浸水深1m以上の津波が浸水してきた場合であっても、建物が損壊しなければ、建物の中にいることで「著しい危害が生じる。」ことは無いことから、建物損壊率が100%となる2.0mを基準水位とする。</p>	<p>津波特別警戒区域は、幼児や病気等により迅速な非難が困難であることから、防災上の配慮を要する住民等が、建物の外に避難することなく、建物の中においても津波を「避ける」ことができるよう、一定の建築物の建築において居室の高さを津波に対して安全なものとするを求める区域である。</p> <p>一方、第2回検討会資料の14頁において、浸水深1mの死者率が100%であるとしていることから、浸水深が1mの区域にいる住民には「著しい危害が生じる。」のではないかとおもわれることが想定される。このため、なぜ基準水位を死者率ではなく建物被害率で決定したかを説明する必要があるのではないか。</p>	<p>津波の避難については、夜間、就寝中のため津波からの早期避難が困難となり、避難計画に定められた浸水域外への避難が難しい場合は、建物内での垂直避難も検討しなければなりません。</p> <p>そのため、津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）を指定して、制限用途の建築物の居室の高さ、構造を安全なものとするを求めていくこととなります。</p> <p>多くの建築物は、浸水深2mで全壊が多くなることから、浸水深が2mになる前に対策がとれるよう、本県では基準水位2m以上の区域を、津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の範囲とするものです。</p> <p>なお、浸水深別死亡率は、屋外におけるデータであり、屋内における死亡率ではないこと、津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）では制限用途の建築物の建築・開発行為が規制されることから過剰な規制とならないよう留意する必要がありますと考えております。</p>	管理課

ページ	修正前	修正後 (追加事項、意見等)	修正の趣旨 (「説明の不足」、「表現の適正化」等)	対応	意見提出課
11	<p>4-2. 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定基準 原則として津波浸水想定に定める…</p>	<p>4-2. 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定基準 [意見] 現在の津波浸水想定図面を見ると、最上川や赤川や新井田川を上流へたどっていくと、図面が切れている部分以降にも着色がありそうに見えるが、その取り扱いはどうなるのか。</p>	<p>浸水想定に定めた区域の確認</p>	<p>河川に係る津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定の範囲は、津波浸水想定図で公表している範囲とします。</p>	<p>河川課</p>
12	<p>4-3. 津波災害警戒区域（イエローゾーン）指定の変更（解除）に関する要件 区域指定後、次の事由により県が津波浸水想定を見直したため、津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定基準を満たさなくなった区域については指定を解除するとともに、新たに指定基準を満たすこととなった区域がある場合は、指定基準に基づき指定する。 ① 地震等の影響により地形的条件が変化した場合 ② 新たに海岸保全施設や津波防護施設等が整備され減災効果が見込まれる場合 ③ 津波断層モデルの新たな知見（内閣府、中央防災会議等）が得られた場合</p>	<p>4-3. 津波災害警戒区域（イエローゾーン）指定の変更（解除）に関する要件 [意見] 左記事由のほかに、河川区域内における変更（解除）要件を明記するか、特例措置を設けるべき（流水の影響により、地形が特に変化しやすい区域であるため）</p>	<p>表現の適正化</p>	<p>御意見を踏まえ修正します。</p> <p>河川区域内の地形については御意見のとおりですが、次の理由により現状の記載のとおりとします。 ①津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定後に対応が必要となる指定避難施設や避難促進施設などは、河川区域内に設置されていないこと。 ②流水の影響、工事等により河川区域が大きく変更された場合は、4-3の①、②により対応を検討すること。</p>	<p>河川課</p>

津波災害警戒区域等指定基準（案）に対する意見

資料-4の3

ページ	修正前	修正後 (追加事項、意見等)	修正の趣旨 (「説明の不足」、「表現の適正化」等)	対応	意見提出課
11	【解説】の記載内容		【解説】の文章と図6のイメージがリンクするよう記載方法を検討したほうがよいのではないか。	御意見を踏まえ修正します。	庄内総合支庁道路計画課
12	【解説】の記載内容		【解説】の文章と図6のイメージがリンクするよう記載方法を検討したほうがよいのではないか。	御意見を踏まえ修正します。	庄内総合支庁道路計画課

津波災害警戒区域等指定基準（案）に対する意見

ページ	修正前	修正後 (追加事項、意見等)	修正の趣旨 (「説明の不足」、「表現の適正化」等)	対応	意見提出課
3	<p>【指定基準の概要】</p> <p>5. 警戒区域・特別警戒区域の指定・・・ <津波災害警戒区域>の項目内 ・避難施設や「特別警戒区域内の制限用途の建築物に制限を加える際の基準となる水位」(基準水位)の公示</p>	<p>< 確認 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 左記の津波災害警戒区域での基準水位の記載について <p>【基準水位】 「津波浸水想定に定める水深に係る数位に建築物等への衝撃による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位」(P10：基準水位の記載)</p>		<p>基準水位とは、津波浸水想定に定める水深に係る水位に、建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位で、指定避難施設及び管理協定に係る避難施設の避難上有効な屋上その他の場所の高さや、津波災害特別警戒区域の制限用途の居室の床の高さの基準となるものです。</p> <p>基準水位の説明は、記載のページの内容により使い分けをしています。</p>	鶴岡市
9	<p>4. 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定に伴う事項 ※津波災害警戒区域（イエローゾーン）には土地利用や開発行為等に規制はかからない</p>	<p>< 確認 >・国土交通省の概要では、「津波発生時における避難並びに特定開発行為及び特定建築行為の制限の基準となる」とあるが、イエローゾーンでも特定開発行為及び特定建築行為の場合には、規制がかかるのと同様と考えられることはないでしょうか。</p>		<p>特定建築行為及び特定開発行為とは、津波災害特別警戒区域内において行う一定の建築物の建築とそのための開発行為であるため、津波災害警戒区域（イエローゾーン）内では、規制はかかりません。</p>	鶴岡市
12	<p>【解説】</p> <p>(1)津波災害警戒区域（イエローゾーン）指定後の対応 ・「地形的条件の変化」「施設の整備」</p> <p>(2)津波浸水想定について ・「新たな知見・・・必要に応じて」</p> <p>(3) 追加が必要か</p>	<p>< 確認 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 変更（解除）の手続き上の考え方として、「地形的条件の変化」「施設の整備」については、どの段階で作業に入るのか、また作業は県が行うのか。 警戒区域の浸水想定を見直しする場合、「浸水想定」と「警戒区域」を今後の考え方として同時に検討し、公表とすることになりますか。 <p>・<追加>※追加が必要か確認をお願いします。 「(3)警戒区域(イエローゾーン)を解除(変更)する場合の手続きは、まず、関係市町事前に打合せを行い、解除(変更)の要件の適合性、解除(変更)を行う範囲、市町の土地利用や警戒避難体制の整備に関する方針との整合等について確認し、その後の流れは指定の手續きに準ずることとする。」</p>	<p>(1)津波災害警戒区域(イエローゾーン)指定後の対応 説明内容で、津波災害警戒区域の指定の対応を説明しているの「特別警戒区域」は削除して良いのでは。</p> <p>←具体的な手法の記載が必要と考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 津波浸水想定は、津波浸水の挙動に影響を与えるような状況の変化があった場合には、適宜変更を検討していきます。 津波浸水想定及び津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定は、変更も含め県が実施します。 津波災害警戒区域（イエローゾーン）は、津波浸水想定を踏まえて指定することとなりますので、津波浸水想定設定の後に指定することとなります。 <p>・ご意見を踏まえ、解説の「特別警戒区域」の記載及び解除変更の手續きについて修正します。」</p>	鶴岡市
13	<p>4-4.津波災害警戒区域(イエローゾーン)の指定手続き ・ページ内「適宜」</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定手続き ①県案は、関係市町と調整しながら作成 ②警戒区域指定後に避難促進施設や宅地建物・・・等に県から説明 ③県案作成後、説明会 ④市町に県案を提示した後、意向調査 ⑤市町は意向調査より検討し、指定の要否について県に回答 ⑥必要である旨の回答で、<u>指定の手續きに着手</u> 	<p>< 確認 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 手続きはどの手順（順番）の確認 ①関係市町とは「情報共有と連絡調整」に変更することは可能でしょうか。 ③は誰を対象にした説明会かをはっきりした方が良いと考えます。（「地元住民等」の記載） ④意向調査を行なう具体的な機関の考え方はありますか。 不必要と判断した場合は、その後の手続きや対応など、どのようなことが想定されますか。 庄内沿岸で警戒区域が「必要」と「不必要」と判断した所があった場合は、問題はないのか。 	<p>←説明内容にある「適宜」は削除しても良いのでは</p>	<ul style="list-style-type: none"> 適宜調整とは、状況に合わせて適切に調整を行う意味ですので、本案のとおりとします。 手続きの順番は、番号のとおりと考えていますが、状況により①と②を並行して行うなども考えられます。 「説明会」は、「住民説明会」に修正します。 意向照会は、市町への意向照会です。意向照会の結果、津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定が必要ないと回答された場合は、理由を詳細にお聞かせいただいた上で、区域指定に向けた県の対応を検討していくこととなります。 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定にあたっては、本県沿岸を同時に指定することが理想ですが、他県の例から市町単位での指定の方法もあると考えています。 	鶴岡市
16	<p>2津波ハザードマップの作成・周知 説明内容について</p>	<p>< 意見 ></p> <ul style="list-style-type: none"> それ相当の知見により理解できる変更が生じた場合であればよいが、H28.3 の浸水区域の公表で、津波の高さや津波の到達について十分な説明をしながらハザードマップの見直しを速やかに行ったが、今回の警戒区域の指定がなされた場合については、説明会・WS 形式での作成など、ハザードマップの作成は理解されない点が多いと考えられるため、県としての考え方を示してほしい。 		<p>当面は、現在市町が公表している津波ハザードマップのホームページから、県が公開する予定の津波災害警戒区域（イエローゾーン）指定図（基準水位が明示されたもの）にリンクさせるなどの対応が考えられます。</p>	鶴岡市

21	<p>5. 指定に伴う事項</p> <p>5-1.津波災害特別警戒区域（オレンジ・レッドゾーン）とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤枠「津波災害特別警戒区域とは、」 	<p><追加></p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波災害特別警戒区域「(オレンジ・レッドゾーン)」の追加 	←他のページの記載に合わせる	ご意見のとおり修正します。	鶴岡市
23	<p>5-2.津波災害特別警戒区域(オレンジゾーン)の指定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「原則として基準水位 2.0m以上となる区域を基本とする・・・」 	<p><追加></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「原則として基準水位 2.0m以上となる区域を基本とするが、指定の作業を進める場合は、関係市町の合意が必要である」記載を追記 <p>(有効とされるせき上げ閾値の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定基準を策定した静岡県参照とするオレンジゾーンの閾値を基準水位 2.0mとする具体的な算定方法又は説明について見解を教えてください。 	←指定手続きには記載があるものの「原則として基準水位 2.0m以上となる区域を基本とする」だけが優先されないようにするため	<ul style="list-style-type: none"> ・指定の手続きにおいて、県案作成の前に市町と調整を行う旨を記載します。 ・津波の避難については、夜間、就寝中のため津波からの早期避難が困難となり、避難計画に定められた浸水域外への避難が難しい場合は、建物内での垂直避難も検討しなければなりません。 そのため、津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）を指定して、制限用途の建築物の居室の高さ、構造を安全なものとすることを求めていることとなります。 多くの建築物は、浸水深2mで全壊が多くなることから、浸水深が2mになる前に対策がとれるよう、本県では基準水位2m以上の区域を、津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の範囲とするものです。 	鶴岡市
24	<p>5-4.津波災害特別警戒区域(オレンジゾーン)指定の解除(変更)に関する要件</p> <p>【解説】</p> <p>(3) 追加が必要か</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<追加>※追加が必要か確認をお願いします。 「(3)特別警戒区域(オレンジゾーン)を解除(変更)する場合の手続きは、まず、関係市町事前に打合せを行い、解除(変更)の要件の適合性、解除(変更)を行う範囲、市町の土地利用や警戒避難体制の整備に関する方針との整合等について確認し、その後の流れは指定の手続きに準ずることとする。」 	←具体的な手法の記載が必要と考えます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ、解除変更の手続きについて修正します。 	鶴岡市
25	<p>5-5.津波災害特別警戒区域(オレンジゾーン)に指定手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ページ内「適宜」 ・P13 解説と同様の箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ・P13 解説で <確認> した内容と同様 	←「適宜」は削除しても良いのでは	<ul style="list-style-type: none"> ・適宜調整とは、状況に合わせて適当に調整を行う意味ですので、本案のとおりとします。 ・手続きの順番は、番号のとおりと考えていますが、状況により②と③を並行して行うなども考えられます。 ・「説明会」は、「住民説明会」に修正します。 ・意向照会は、市町への意向照会です。意向照会の結果、津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定が必要ないと回答された場合は、理由を詳細にお聞かせいただいた上で、区域指定に向けた県の対応を検討していくこととなります。 ・津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定にあたっては、本県沿岸を同時に指定することが理想ですが、市町単位での指定の方法もあると考えています。 	鶴岡市